

第1回 集团的消費者被害回復制度等に関する研究会 議事要旨

1. 日 時 平成20年12月5日(金) 16:00～18:10

2. 場 所 内閣府本府庁舎三階特別会議室

3. 出席者

(委員)

三木浩一座長、山本和彦座長代理、窪田充見委員、黒沼悦郎委員、高田昌宏委員、中川丈久委員、長野浩三委員

(事務局)

田中国民生活局長、堀田大臣官房審議官(国民生活局担当)、川口内閣参事官、高橋調査室長、加納消費者団体訴訟室長、甘利消費者行政推進室長、廣澤参事官補佐、鈴木課長補佐

(オブザーバー)

法務省民事局、最高裁判所事務総局民事局、公正取引委員会

4. 議 題

(1) 研究会の運営について

(2) 今後の方針等

(3) 消費者行政の一元化について

(4) 集团的消費者被害の事例の紹介

(5) 国内制度について①(消費者団体訴訟制度)

(6) その他

5. 議事概要

(1) 冒頭、田中国民生活局長より挨拶があった。続いて、三木浩一委員が座長に就任。

(2) 事務局から、運営要領(案)(資料3)の説明。原案のとおり、了承された。続いて、運営要領に基づき、座長が山本和彦委員を座長代理に指名、了承。

(3) 研究会の名称を「集团的消費者被害回復制度等に関する研究会」とすることで了承。

(4) 事務局から、今後のスケジュール(案)の説明。原案のとおり、了承された。

(5) 内閣官房消費者行政一元化準備室川口内閣参事官から、資料5-1～3に基づき、消費者行政の一元化について説明。委員から出た意見等は以下のとおり。
(以下○：委員、●：事務局)

○内閣府特命担当大臣(消費者行政担当)(以下、特命担当大臣という。)と消費者庁長官(以下、長官という。)の権限の関係はどうなっているのか。

- 特命担当大臣は、内閣府設置法に基づく権限を行使し、主に政府内での調整にあたる。長官は、主任の大臣である内閣総理大臣から委任された権限を行使する存在である。
 - 消費者安全法について、内閣総理大臣が商品の譲渡等の禁止・制限措置を講じることができる事案から取引関係が落ちているが、これは何故か。
 - 行政処分を下すその影響力と消費者安全法の規定の抽象性を考慮し、生命身体に危害が及ぶ、例えば命を危険に曝す場合に、商品の譲渡等の禁止・制限措置をとれるようにしている。
 - 消費者政策委員会と国民生活審議会の違いは何か。
 - 消費者庁所管法律が増えるため諮問の対象が増加、独立した事務局を持つこと等である。
- (6) 事務局から、資料6及び7に基づき、最近の消費者被害の事例について説明。委員から出た意見等は以下のとおり。
- 消費者の概念について、基本的には事業者との対立概念として用いられるものであり、表に掲げられた事例はほとんど当てはまると思われるが、例外として、個人情報流出事例は、必ずしも事業者との関係で問題となるわけではない。本研究会では、どの部分にポイントをあてて議論を行えばよいのか。
 - 本研究会では、特に消費者の概念について厳密に定めているわけではない。ただし、やみくもに対象を広げ議論がまとまらなくなるという事態になれば、整理していくことが考えられる。
 - この研究会においては、個人を消費者と捉え、同種の被害が多発している中で被害者を消費者と捉えるように考えておけばよいのではないか。
 - 資料7の表のうち、選定当事者制度が利用されたものはその旨記載されているが、それ以外のものは共同訴訟形態がとられているのか。
 - 資料7の表の記載は現時点で把握している限りのものであり、選定当事者制度が利用された旨記載されているもの以外について、共同訴訟形態がとられているか否か定かでない。
 - 選定当事者訴訟が行われていない背景として考えられるのは、選定を行うよりも委任状を集めた方が、容易であるからと考えられる。
 - 資料7の表には被害者の特定が困難で、被害金額の算定が容易というカテゴリーがないが、理論的に被害者の特定及び被害金額の算定が容易な事件、被害者の特定が容易で被害金額の算定が困難な事件、被害者の特定及び被害金額の算定が困難な事件、被害者の特定が困難で被害金額の算定が容易という4つが考えられる。この4つに分類した上でさらに事例をまとめていただきたい。

○被害者の特定は困難だが被害金額の算定は容易な事案として、食品偽装が挙げられるのではないか。

(7) 事務局から、資料8に基づき、消費者団体訴訟制度について説明。主なやりとりは、以下のとおり。

○適格消費者団体に差止請求権を認めた理由は何か。国や地方公共団体には認められないのか。

●制度導入の対象とした消費者契約法は私益を保護するものであることを考え、民間団体である消費者団体を主体として想定した。また、以前から事業者に対する改善の申入れなどの自主的な活動を行っていた消費者団体の活動に法的根拠を付与したという側面もある。

○消費者被害の回復を図る制度を考える際に、「集団的」でなければならない必然性はないのではないか。

●もともと、消費者団体訴訟制度は司法改革に端緒があり、少額多数被害を想定して制度が設計された。集団的でない消費者被害の事例もあるが、法曹人口の拡大や法テラスの整備などの司法アクセスも整えられつつあり、こうした手法による解決も考えられなければならないのではないか。

(8) 事務局から、資料9に基づき、検討の視点について説明。主なやりとりは、以下のとおり。

○証拠開示の問題が加えられるべきではないか。

○手続の問題として、和解やADR等を色々と組み合わせている国がある。諸外国制度がテーマの回では、それらを取り上げてよい。

○責任の認定は訴訟手続でもするが、被害者の損害額を認定する手続を訴訟手続から外すという方法も考えられる。司法手続の中で様々な手法をいかに組み合わせるかが重要ではないか。

(9) 事務局から、連絡事項。次回会合は、平成21年1月8日(木)午前10時からの予定。

以上

<配布資料一覧>

- 資料1 集团的消費者被害回復制度等に関する研究会（仮称）委員名簿（案）
- 資料2 集团的消費者被害回復制度等に関する研究会（仮称）について
- 資料3 集团的消費者被害回復制度等に関する研究会（仮称）運営要領（案）
- 資料4 集团的消費者被害回復制度等に関する研究会（仮称）スケジュール（案）
- 資料5－1 消費者庁関連3法案の関係について
- 資料5－2 消費者庁の創設後の消費者行政のイメージ
- 資料5－3 消費者庁関連3法案のポイントについて
- 資料6 消費生活相談の概要
- 資料7 集团的消費者被害の事例
- 資料8 消費者団体訴訟制度の概要について
- 資料9 検討の視点

※本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。

※本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。

[問い合わせ先]

内閣府国民生活局

消費者企画課消費者団体訴訟室

TEL：03-3581-9356